

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	下水道法施行令の一部を改正する政令案	
担当部局	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 電話番号：03-5253-8427 e-mail: g_CRB_GSD_GSK@milit.go.jp	
評価実施時期	平成24年3月12日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>終末処理場での処理が困難な物質に係る排除基準を定めることで、終末処理場からの放流水の水質を、水質汚濁防止法で定める特定事業場からの公共用水域への排水の水質に係る基準を定める排水基準を定める省令の排水基準(以下「水質汚濁防止法における排水基準」という。)に適合させ、水質汚濁防止法と下水道法の調整を図ること、排水規制行政の統一的な運用を担保することを目的とする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>【法令案等の名称】 下水道法施行令の一部を改正する政令案</p> <p>【関係条項とその内容】 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準(以下「下水道法における排除基準」という。)が定められている(下水道法施行令第9条の4第1項)</p>
想定される代替案	本規制は排水規制行政の統一的な運用を担保するために行う規制であるため、水質汚濁防止法における排水基準と異なる基準値の設定等、本案以外の代替案を設定することは困難である。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	1,4-ジオキサンを排出する特定事業場において、下水道法における排除基準を遵守するための1,4-ジオキサンの処理費用が生じる。	—
(行政費用)	下水道管理者に、1,4-ジオキサンに係る下水道法における排除基準が遵守されるよう特定事業場を監督する費用が生じる。	—
(その他の社会的費用)	特になし	—
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用水域へ排水する特定事業場を規制する水質汚濁防止法と下水道に下水を排除する特定事業場を規制する下水道法の調整を図ること、排水規制行政の統一的な運用を担保することができる。 ・ 本案の規制を実施しない場合、終末処理場からの放流水の水質が水質汚濁防止法における排水基準を遵守できず、公共用水域の水質に影響を及ぼすおそれがある。 ・ 仮に、下水道管理者が終末処理場に1,4-ジオキサンに係る処理施設を設置し、当該物質を処理すると、当該施設の設置費用等を下水道を使用する者のうち、当該物質を排出しない者も費用の一部を負担することとなり、受益と負担の不一致が生じるとともに、1,4-ジオキサンの濃度が希釈された多量の下水から1,4-ジオキサンを取り除かなければならなくなり、余計に費用がかかることとなる。 	—
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本案においては、遵守費用、行政費用が一定程度発生する一方で、公共用水域へ排水する特定事業場を規制する水質汚濁防止法と下水道に下水を排除する特定事業場を規制する下水道法との調整を図り、排水規制行政の統一的な運用を担保し、公共用水域の水質を保全することができる。</p> <p>従って当該規制の便益は規制の費用を上回ると言える。</p>	
有識者の見解その他関連事項	特になし	
レビューを行う時期又は条件	施行後5年を目処にRIA事後検証シートによる事後検証を行う。	
備考		